

議 長 日程第1「議案第21号松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案につきましては、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長飯田一君。

産業厚生常任委員長 それでは、産業厚生常任委員会の報告を行わせていただきます。

平成29年6月8日。松田町議会議長 井上栄一殿。産業厚生常任委員会委員長 飯田一。産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、6月7日に役場4階大会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、平成29年第2回議会定例会において付託された「議案第21号松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例について、福祉課長と担当職員出席のもと、議案を詳細に審査しました。

この条例は、国の交付金事業で建設された介護予防・生活支援拠点施設のため、従来の「地域集会施設等の設置及び管理に関する条例」との相違点を中心に質疑を行いました。また、介護予防や生活支援の実施計画について、自治会と調整されていることを確認しました。

審査の結果、施設を運営するために必要なものであるため、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

(1) 新たな地域の拠点施設として、先進的なモデル事業を導入しているので、介護予防や日常生活に対する支援について積極的に取り組むこと。

(2) 従来の地域集会施設としての機能をあわせ持つことから、自治会との連携により、双方の機能を最大限活用できる施設とすること。

なお、私のほかにも委員がございますので、不明な点はそちらのほうでもよろしく申し上げます。以上、終わります。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入りま

す。

1 番 平 野 審査の報告書は読みましたけれども、特にこの2番の内容の地域集会施設等の設置及び管理に関する条例との相違点を中心に質疑を行ったというところなんですが、もう少し具体的なその委員会の中での議論の内容を教えてくださいなればと思います。というのは、やはりちょっと地域集会施設としての、やはり地域の住民はやっぱりその面をすごく期待していると思いますので、そういったほうの使用面が圧迫されないとか、そういったところはどのように議論されましたか。

6 番 飯 田 地域集会施設の設置、管理に関する条例ということなんですけど、まず、本来ならば地域集会施設を取り除いてですね、この、ここに書いてあります設置条例を、設置条例のほうへ入れるべきものかと思いますが、今回、国の補助金の関係がありまして、ちょっとその辺も難しいというふうなことで、規則のほうですね、運用は行っていくというふうなことで理解をさせていただきました。以上です。

2 番 田 代 ただいまの御質問の地域集会施設の影響、この介護予防・生活支援拠点施設をつくったことによって、従来の地域集会施設の利用がどうかというたしか御質問だと思うんですけども、これについてもこの報告書にあるとおり、報告書の下から、表の下から6行目ですか、介護予防や生活支援の実施計画について、自治会と調整されていることを確認しました。要は、所管課のほうで年間32回が呼吸法の訓練、それとあと予防講座が4回と、全部で36回ぐらいやるんだけど、これに影響があるかという確認を町の福祉のほうから自治会のほうに確認して、それは構わないよと。片方の機能訓練室は、それをやっても隣に会議室もあると。それで使えるから自治会の活動には影響ないということで、自治会が了解されているということで、その辺は結構ポイントになってかなり議論した結果、そういう確認を得られましたことを報告いたします。以上です。

1 番 平 野 機能訓練室ともう一つ違うスペースがきちんとあり、そして自治会もそのあたりを納得されたということで、私もそれで納得いたします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございますか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第21号松田町介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例について、産業厚生常任委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長

ここで暫時休憩いたします。3時40分から再開いたします。(15時08分)